

春日井市さわやか収集事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭系廃棄物のごみステーションへの排出が困難な高齢者等の自立した生活の維持を図るため、当該者の家庭系廃棄物の戸別収集を行うさわやか収集事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する次に掲げる者で、家庭系廃棄物（春日井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成6年春日井市条例第7号）第2条第2項第1号に規定する家庭系廃棄物をいう。以下同じ。）の排出が困難なものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている65歳以上の者で、ひとり暮らしのもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、ひとり暮らしのもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、ひとり暮らしのもの
- (4) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更正相談所が行った判定結果に基づき、知事から療育手帳の交付を受けた者で、ひとり暮らしのもの
- (5) その他市長が必要と認める者

(利用の手続)

第3条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、さわやか収集利用申請書（第1号様式）により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、申請者の生活実態等を調査した上で利用の可否を決定し、さわやか収集決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(排出方法)

第4条 前条第2項の規定により事業を利用できる決定を受けた者（以下「利用者」とい

う。)は、市長の指定する排出場所、分別方法、日時等に従い、家庭系廃棄物を排出しなければならない。

(届出)

第5条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 入院等により長期間事業の利用ができないとき。
- (4) 第2条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (5) 事業の利用を辞退するとき。

(利用の中止)

第6条 市長は、第4条の規定による市長の指示に従わない場合又は前条の規定による届出があった場合は、事業の利用を停止又は中止することがある。

2 市長は、前項の規定により利用の停止又は中止をするときは、さわやか収集停止・中止決定通知書(第3号様式)により利用者に通知するものとする。

(安否の確認)

第7条 市は、収集の際、家庭系廃棄物が排出されていない場合、利用者の安否を確認するとともに、関係機関との連携に努めるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。